

《目次》

1. 株式会社コナミスポーツ&ライフのクラブ会員会則の是正回答を受領しました。
2. 消費者庁主催「差止請求事例集解説セミナー《札幌》」が開催されました。
3. 消費者公開セミナー「詐欺・悪質商法～なんで騙されちゃうの～」のご紹介
4. 適格消費者団体のホームページより<12月28日～1月30日更新分>

1. 株式会社コナミスポーツ&ライフのクラブ会員会則の是正回答を受領しました。

消費者機構日本は株式会社コナミスポーツ&ライフ（東京都品川区）に対して、当該事業者が使用するクラブ会員会則にある①軽過失免責条項および②会則の改定条項につき、是正を求めました。

当該事業者からは、当機構の是正要求を受け入れて、軽過失免責条項について削除、変更条項については、1ヶ月の周知期間を設けるとの回答書を受領しました。これらの実施時期を確認中です。

	消費者機構日本の申入れ事項	回答及びクラブ会員会則の改定状況
申入れ事項 1	<p>○下記条項は、当該事業者に軽過失がある場合であっても、損害賠償責任を免責する条項であるところ、消費者契約法第8条1項1号および同3号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前のクラブ会員会則第16条1項 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。ビジターについても同様とします。</p>	<p>○下記条項に改定します。</p> <p>改定後のクラブ会員会則第15条1項 会員が本クラブの諸施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、会社は、会社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。</p> <p>○ビジター制度は8月1日より廃止し、会則から削除しました。</p>

<p>申入れ事項2</p>	<p>○下記条項は、何らの周知期間等の条件もつけずに、一方的にクラブ会員会則の変更を認めるものであるところ、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるので、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前のクラブ会員会則第26条 会社は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、会社は予め告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。</p>	<p>○下記条項に改定します。</p> <p>改定後のクラブ会員会則第25条 会社は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、会社は一ヶ月前までに告知することとし、改定した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。</p>
---------------	--	--

2. 消費者庁主催「差止請求事例集解説セミナー《札幌》」が開催されました。

消費者庁が主催し、その運営等を消費者機構日本が受託し、全国9会場で開催する「差止請求事例集解説セミナー」の第一弾として、1月27日に札幌会場での開催がなされました。札幌会場のセミナー概要と今後の開催日程をご報告します。

《I》差止請求事例集解説セミナー 札幌会場 報告

1. 日時 2014年（平成26年）1月27日（月）13時30分～15時15分
2. 会場 北海道建設会館 9階 大会議室
3. 参加者 41名（講師・事務局含む）
4. 概要

13時30分 開会 司会 消費者支援ネット北海道 事務局長 大嶋 明子 氏
 13時35分～14時30分

差止請求事例集の解説

解説：消費者支援ネット北海道 検討委員長

北海道大学大学院法学研究科 教授 町村 泰貴 氏

消費者団体訴訟制度の概要、差止請求事例集制作の目的、差止請求成果事例の全体像（事例紹介は、項目01・02・06・14・23・24・13・20・27をそれぞれ紹介）について、解説が行われた。会場からの質問は特に出されなかった。

14時30分～14時40分 休憩

14時40分～15時15分

消費者裁判手続き特例法（以下、「法」という）の説明

説明：消費者庁消費者制度課 政策企画専門官 宗宮 英恵 氏

主な質疑

- Q 一段階目の手続きが控訴されて結論に変更がある場合、二段階目の手続きそれに伴った変更がされることになるのか。



- A 二段階目の手続は、一段階目の手続における判決が確定した場合に開始する。そのため、控訴審が係属している場合は、その間に二段階目の手続が開始することはない。
- Q 二段階目における通知・公告の期間と方法はどうか。
- A 裁判所が事案に応じて届出期間を定める（法 21 条）。特定適格消費者団体は、届出期間の末日の 1 か月前までに通知・公告をしなければならない（法 25 条 1 項、26 条 1 項）。加えて事業者における公表についても定めている（法 27 条）。特定適格消費者団体による通知・公告の方法について、通知は、「書面又は電磁的方法であって…内閣府令で定めるもの」とあり（法 25 条 1 項）、典型的には郵便やメールが考えられる。公告の方法は、「相当な方法」とあり（法 26 条 1 項）、例えば特定適格消費者団体のホームページへの掲載などが考えられるが、個々の事案による。なお、本制度では、対象消費者の存在を把握するため、特定適格消費者団体の求めに応じて対象消費者の名簿の情報開示を行うよう、事業者に義務づけており（法 28 条 1 項）、裁判所による情報開示命令の制度も定めている（法 29 条 1 項）。
- Q 人身損害は請求の対象とならないということだが、人身損害も商品代金相当額の損害も共に生じる事案について、どのように扱われるか。また、共通義務確認訴訟の結果を事実上活用して個別訴訟を提起することもあるというイメージか。
- A 人身損害は本制度の対象とならない。一部請求として本制度対象となる商品代金相当額部分について本制度を利用することは可能。そして、本制度の結果の個別訴訟への活用について、人身損害部分と商品代金部分とで判断が共通するところがあれば、事実上の影響はあり得ると思う。ただし、ある損害と原因との間の因果関係やその原因事実それ自体については、人身損害の場合と単に商品代金相当額の損害の場合とでは必ずしも共通するとはいえず、どこまで共通義務確認訴訟の結果が影響を及ぼすかは、わからない。
- Q 本制度施行前の事案には本制度は適用されないということだが、継続的に被害が発生している事案の場合など制度施行前の被害に対してはどうか。
- A 制度施行前の事案については、国民生活センターの ADR での対応を具体化していく。
- Q 高齢の被害者には書面で通知する必要があると思うが、通知・公告の費用負担は特定適格消費者団体の負担か。
- A そうである。今回の制度は、特定適格消費者団体が費用・報酬を受け取れるようになっているので、それで費用回収できるよう工夫してほしい。

《Ⅱ》今後の差止請求事例集解説セミナーの開催予定

2月 3日（月）	大阪会場	13：30～15：30	（於）新大阪丸ビル別館
2月 4日（火）	仙台会場	13：30～15：30	（於）宮城県民会館
2月10日（月）	金沢会場	13：30～15：30	（於）石川県地場産業振興センター
2月19日（水）	東京会場	13：00～15：00	（於）スクワール麹町
2月20日（木）	広島会場	13：30～15：30	（於）広島県民文化センター
2月21日（金）	福岡会場	14：00～16：00	（於）福岡市健康づくりサポートセンター
2月26日（水）	松山会場	13：30～15：30	（於）松山市男女共同参画センター

チラシの確認ならびに参加申し込みは、消費者庁の下記ホームページよりお願いします。

チラシ <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/131205chirashi.pdf>

参加申し込み <https://sec.libras.co.jp/eng3/PostVals2CsvCqi.exe?pj=72>

3. 消費者公開セミナー「詐欺・悪質商法～なんで騙されちゃうの～」のご紹介

東京司法書士会では、この度、標記の消費者公開セミナー（参加費無料、事前申込みなし）を開催されますので、ご紹介いたします。ふるってご参加ください。

【テーマ】 「詐欺・悪質商法～なんで騙されちゃうの～」

【趣 旨】 ◇詐欺・側室商法の被害は一向に減少することなく、その時々形態を変えながら新たな被害を発生し続けています。そこで、年々巧妙化する詐欺の手口により誰もが詐欺や悪質商法の「被害者」となり得る現実を再認識し、騙す側の心理にも注目し、広く市民への啓発の機会とします。

【日 時】 平成26年2月2日（日） 13時30分～17時00分（受付開始13時00分）

【会 場】 日司連ホール（別紙ちらしの会場略図を参照ください）

【参加費】 無料（事前申込みなし）

【内容（予定）】

1. 落語「～演題未定～」

…三遊亭愛楽 師

2. 講演Ⅰ「最近の相談事例と東京都の取組み」

…東京都消費生活総合センター 相談課長 阿部耕治 氏

3. 講演Ⅱ「なぜ悪質商法被害に陥るのか～巧妙化する詐欺の手口～」

…立正大学心理学部対人・社会心理学科 教授 西田公昭 氏

【主 催】 東京司法書士会

【後 援】 消費者庁・東京都・警察庁（予定）・新宿区・国民生活センター・司法書士会連合会

以上

4. 適格消費者団体のホームページより <12月28日～1月30日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	□1月15日 アサヒ住宅株式会社（建物賃貸借契約書）へ「ご回答に対するお礼とお願い」を送付し、協議終了しました。詳しくは下記から。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=265

<p>《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/</p>	<p>□1月16日 脱毛サロンの広告表示に関し、割引価格の継続、比較表示など景表法の優良誤認・有利誤認表示に該当すると思料される点について、使用停止もしくは適切な表示への修正を求めた申入れに対し、表示を是正するとの回答書を受領しました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/140116_02.html</p>
<p>《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/</p>	<p>□1月15日 ヤマダ電機の保証規定が改善されました。ブロードバンド契約とのセット販売において、折込チラシなどに利用料金や契約解除料等に関する説明が付記されました。詳しくは下記から。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_131217_01.html</p>
<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>□1月17日 クロレチラシ配布禁止等請求訴訟を京都地裁に提起しました。訴状・訴状添付別紙は下記から。 http://kccn.jp/tenpupdf/2013/20140117sojyo.pdf http://kccn.jp/tenpupdf/2013/20140117tenpu.pdf</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□1月30日 貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対する差止訴訟の第3回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000432</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>□1月16日 大阪ガスファイナンス(株)から「ご連絡」(別紙らく得リース契約条項対照表)が届きました。内容は下記から。 http://hyogo-c-net.com/pdf/140115_osakagasfi.pdf □1月17日 中古車販売業者である(株)ハナテンから回答書が届きました。回答内容は下記から。 http://hyogo-c-net.com/pdf/ans_140114_hanaten.pdf</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>□1月22日 (株)ドワンゴにニコニコポイント利用規約等に関する申入れを行いました。詳しくは下記から。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/321 □1月22日 (株)ニワンゴにニコニコアプリ利用規約等に関する申入れを行いました。詳しくは下記から。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/355 □1月22日 社会福祉法人創生会より申入れに対する回答を受領しました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/360</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>